

教保体第176-1号
令和5年4月24日

関係社会教育施設所館長 }
各 県 立 学 校 長 } 様

教 育 長

学校等関係機関における光化学スモッグ対策について（依頼）

標記の件について、環境部大気環境課長から別添1のとおり、4月18日から9月22日までの間、光化学スモッグに係る緊急時発令体制をとるため、学校等関係機関への伝達等について協力を求める旨の依頼がありました。

つきましては、児童生徒等の光化学スモッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、下記事項に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、県立学校等の緊急時電話連絡網の連絡先については、別記1～5を確認してください。

また、光化学スモッグ対策について、注意報等の発令を受けて学校で対応すべき内容については、全教職員へ周知し対応するようお願いします。

記

1 緊急時の連絡

(1) 光化学スモッグ注意報等の発令時、保健体育課は別紙様式「光化学スモッグ情報について」により、発令情報等を該当する地域の学校等に電子メールで一斉送信する。

この場合において、注意報以上の発令時には、注意を喚起するため別記1～5の県立学校等光化学スモッグ緊急時電話連絡網により保健体育課から電話連絡をするので、速やかに伝達すること。

(2) 光化学スモッグ情報は気象条件によって刻々と変わるので、注意報等の詳細情報は必要に応じ、埼玉県の大気状況ホームページで確認すること。

(URL <http://www.taiki-kansi.pref.saitama.lg.jp>)

(3) 週休日並びに祝祭日等において、屋外で部活動等を行う場合は、部活動等の責任者が光化学スモッグ情報を確認すること。

2 注意報等発令時の対応

別添2「学校における光化学スモッグ対策要領」(以下、「対策要領」という。)により対応すること。

3 健康被害発生の報告

児童生徒等に健康被害が発生したときは、対策要領第7に基づき速やかに「光化学スモッグ健康被害発生届」を保健体育課及び所轄の保健所に電子メール又はファックスで報告すること。

4 その他参考事項

(1) 被害を受けた児童生徒等の医療費について

学校の管理下において、被害を受けた児童生徒等の医療費が5,000円以上の場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる給付申請の対象になること。

(2) 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱(オキシダント)について

別添3のとおり

担 当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 阿久津広真

電 話：048-830-6964

Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp



大環第62-6号
令和5年4月14日

関係各課長 様

大気環境課長

光化学スモッグに係る緊急時発令体制について（依頼）

当課では今年度も埼玉県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、光化学スモッグに係る注意報等の発令及び解除を行ったときは、ファクシミリ等で情報提供いたします。

つきましては、当該情報を受信した際には、関係事業者等への指導のほか、下記事項の周知と併せて健康被害発生時の届出受理等の対応をお願いします。

また、令和5年4月18日から9月22日までの間で光化学オキシダントの濃度が高くなると予測した場合は、光化学スモッグ予報を発令し、その旨も情報提供いたします。

なお、今回の依頼文書は各市町村大気環境担当課、各消防本部及び各保健所にも送付しています。

記

- 1 野外での激しい運動は避けること。
- 2 目などに刺激を感じたら、すぐに屋内に避難すること。
- 3 乳幼児、高齢者、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいため、特に注意すること。
- 4 発令中は自動車の使用を差し控えること。
- 5 健康被害を受けた場合は、保健所や市役所・町村役場に連絡すること。

（参考）

光化学スモッグ情報は、県ホームページで御覧いただけるほか、県公式LINE、SNS、メール配信により光化学スモッグ注意報等の発令情報を入手することができます。

- ① 県大気環境課HP「埼玉県の大気状況」「光化学スモッグ情報」
<http://www.taiki-kansi.pref.saitama.lg.jp>
- ② 県公式LINE「埼玉県庁」
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0314/socialmedia/line_kinouyoukai.html
- ③ 県大気環境課公式Twitter「彩空-saisora-」
https://twitter.com/saitama_saisora

担 当 企画・監視担当 落合
電 話 048-830-3057
FAX 048-830-4772

学校における光化学スモッグ対策要領

(目的)

第1 この要領は、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）における光化学スモッグ対策について必要な事項を定め、児童生徒等の被害の防止を図ることを目的とする。

(埼玉県大気汚染緊急時対策要綱の適用)

第2 この要領は、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」のオキシダントに係る次の規定を適用するものとする。

(1) 緊急時の対象物質	第2
(2) 対象地域	第4
(3) 緊急時の区分並びに発令及び解除の基準	第5
(4) 緊急時の発令及び解除	第6-1
(5) 緊急時の措置（連絡系統）	第7-1

(平常時対策)

第3 学校においては、平常時に次のような対策を講じ緊急時に備えるものとする。

(1) 児童生徒等に対する保健教育

ア 学年に応じ、光化学スモッグについて理解させること。

イ 睡眠不足、朝食抜き、過労等は、光化学スモッグによる影響を受けやすいので、規則正しい生活を励行するよう指導すること。

ウ 常に自分の健康状態を知り、異常の場合は進んで届け出るよう指導すること。

特に、ぜんそく、気管支炎、心臓疾患、アレルギー疾患など健康上注意を要する者については、家庭との連絡を密にし、光化学スモッグの発生時期の健康状態に留意するよう指導すること。

エ 日曜、祭日、夏季休業中等の体育活動であって、児童生徒が自主的に行う場合は、学校等に光化学スモッグの発生状況を必ず確認の上、開始するよう指導すること。

(2) 緊急時等の準備体制

ア 光化学スモッグに対する職員の共通理解を深めるとともに、緊急時及び健康被害者が発生した時の措置等に対する業務分担を明確にすること。また、健康被害者への応急手当等の対応については、事前に学校医と十分に協議すること。

イ 気象の観測（天候、風向、気温等の状況）や視程の測定を行い、特に視程障害がある時は、緊急時の発令の有無にかかわらず屋外活動を中止し、屋内においても過激な運動を避けるなどの措置体制を整備すること。

ウ 戸外に面した窓ガラス、カーテン等の整備、健康被害者の収容場所の整備等に留意すること。

エ 必要に応じ、緊急時及び健康被害者が発生した時の措置等に対する訓練を実施すること。

(3) その他

「光化学スモッグ緊急時における措置一覧」(別紙1)に掲げる事項及び児童生徒等の被害を防止するために必要と認める準備を行うこと。

(緊急時の連絡網の整備と発令・解除の周知徹底)

第4 関係機関は、緊急時(光化学スモッグ予報、注意報、警報及び重大緊急報)の発令・解除の連絡網を整備し、速やかに情報の周知徹底を図るものとする。

(1) 緊急時の発令及び解除の連絡網の整備と周知徹底

ア 市町村教育委員会は、発令及び解除の連絡が管内の学校に迅速かつ的確に行われるよう連絡網を整備すること。

イ 県教育委員会は、発令及び解除の連絡が県立学校に迅速かつ的確に行われるよう連絡網を整備すること。

ウ 各学校は、発令及び解除の連絡を受けた時は、当該連絡網に従い、速やかに次の学校に連絡すること。この場合、連絡時刻を記録しておくことが望ましいこと。

(2) 学校における発令情報の周知徹底

ア 緊急時の発令があった時は、校内放送等により全員に周知徹底を図ること。この場合、児童生徒等に対しては、過度の不安を与えないように配慮すること。

イ 緊急時の発令の種類に応じ、次のような色を用いた旗、吹流し等を見易い場所に掲揚することが望ましいこと。

(ア) 予報……………白

(イ) 注意報……………黄

(ウ) 警報……………赤

(エ) 重大緊急報……紫

(緊急時の発令の場合の措置)

第5 学校においては、緊急時の発令があった場合は、次の発令区分に応じた措置及び「光化学スモッグ緊急時における措置一覧」(別紙1)に掲げる事項等、必要と認める措置を適切に行うものとする。

(1) 予報発令時の措置

ア 状況により、屋外における授業や体育的活動等を変更し、又は変更できるような準備体制を整えること。

イ 学校医及び医療機関等への連絡体制を確認すること。

ウ ぜんそく、気管支炎、心臓疾患、アレルギー疾患など健康上注意を要する者や当日の健康状態が悪い児童生徒等の行動に留意すること。

(2) 注意報発令時の措置

ア 状況により、屋外における授業や体育的活動等を中止し、屋内授業等に変更すること。

イ 屋内授業等にあっても、過激な運動は避けること。

ウ 予報発令時の措置のイ及びウに同じ。

(3) 警報発令時の措置

- ア 直ちに屋外活動を中止し、全員を屋内に退避させること。
- イ 屋内活動にあっても、過激な身体的活動は中止すること。
- ウ 予報発令時の措置のイ及びウに同じ。

(4) 重大緊急報の発令時

- ア 直ちに屋外の児童生徒等の全員を屋内に退避させ、屋内においても身体的活動は中止すること。
- イ 状況により、授業の継続、中止について適切な措置を講じること。
- ウ 予報発令時の措置のイ及びウに同じ。

(被害者が発生した時の措置)

第6 学校においては、光化学スモッグによるものと思われる被害者が発生した場合は、速やかに次の措置を講じ、被害者を救済するとともに被害の拡大の防止に努めるものとする。

(1) 被害者への対応等

- ア 光化学スモッグによると思われる被害を訴えた者を、速やかに保健室等の収容場所に移し、安静にさせるとともに学校医の指示に従って処置を行うこと。この場合、目やのどの痛みを訴える者には、速やかに清浄な水で洗眼やうがいを行うが、呼吸困難、手足のしびれ、意識障害等の被害を強く受けたと思われる者については、特に迅速な医療措置に留意すること。
- イ 被害者の家族への連絡は、十分な配慮をもって行うこと。

(2) 児童生徒等の退避

被害者の発生があった場合は、予報等の発令の有無にかかわらず速やかに屋外活動を中止して、児童生徒等を屋内に退避させるなどの措置を講じること。

(3) 「光化学スモッグ緊急時における措置一覧」(別紙1)及び児童生徒等の被害を防止するために必要と認める措置

(被害の報告)

第7 被害者の発生があった場合は、被害を受けた人数の多少や症状の軽重にかかわらず、次のとおり報告するものとする。

(1) 報告方法

「光化学スモッグ健康被害発生届」(別紙2)により把握可能な範囲の内容を電子メール等で速報し、その後追加の事項があれば速やかに電子メール等で報告すること。

(2) 報告経路

ア 市町村立学校の場合

- (ア) 学校は、市町村教育委員会に別紙2により電子メール等で速報する。
- (イ) 市町村教育委員会は、学校からの速報を速やかに電子メール等で県保健体育課、教育事務所及び保健所に同時速報すること。

イ 県立学校の場合

学校は、県保健体育課及び保健所に別紙2により電子メール等で速報する。

(関係機関との連携)

第8 この要領の実施にあたっては、環境部、保健医療部及びその他関係機関と連絡を密にし、運用の適正を図るものとする。

附 則

この要領は、平成元年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年5月19日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月24日から実施する。

別紙 1

光化学スモッグ緊急時における措置一覧

区分	屋外授業(体育・農業実習・クラブ活動等)実施時	教室内	休憩時(屋外)	下校時	帰宅時・夏季休業中	校外行事各種競技会実施中
平常時 準備 計画	<p>1 授業時間を光化学スモッグの発生するおそれの比較的少ない時間帯に割り当てる。</p> <p>2 天候・風向・気温・視程障害の有無等を調査する。</p> <p>3 被害を受けた場合の措置について事前指導を徹底しておく。</p> <p>4 ぜんそく、気管支炎、心臓疾患、アレルギー性疾患など健康上注意を要する児童生徒について把握しておく。</p>	<p>1 教室の窓ガラス・カーテンを整備しておく。</p>	<p>1 屋内での遊びなどを工夫する。</p>	<p>1 寄り道をしないうで帰宅するよう指導する。</p>	<p>1 しおり、パンフレット等を配布して規則正しい生活やうがいの励行等の指導を徹底する。</p> <p>2 クラブ活動等を行おうとするときは、注意報、警報等の発令状況を確認するよう指導する。</p> <p>3 ぜんそく、気管支炎、心臓疾患、アレルギー性疾患など健康上注意を要する児童生徒には被害を受けない生活態度を指導しておく。</p>	<p>1 実施の場所(コース)、会場の選定については十分検討する。</p> <p>2 被害者発生の場合を想定し、あらかじめ学校医等と連絡し救護体制について事前協議をしておく。</p>
予報 発令 時	<p>1 状況により授業の変更ができるような措置を講ずる。</p> <p>2 準備体制(被害が発生した場合の職員の業務分担、連絡先、連絡事項、応急手当等)を確認する。</p> <p>3 屋外活動を実施する場合は大気汚染の動向に注意して行う。</p>			<p>1 周辺の学校と情報交換し状況を判断した上で寄り道をしないよう注意して帰宅させる。</p>	<p>1 なるべく外出しないように指導する。</p>	<p>1 発令を参加者(選手、役員、観衆)に伝える。</p>

区分	屋外授業(体育・農業実習・クラブ活動等)実施時	教室内	休憩時(屋外)	下校時	帰宅時・夏季休業中	校外行事各種競技会実施中
注意報発令時	1 屋外における体育活動・農業実習等の諸活動は状況によって中止し、屋内における授業に切り替える。	1 戸外に面した窓のカーテンを閉め、状況により窓を閉める。この場合、換気(例えば、南側の窓を閉めた場合は北側の窓を開けておく等)に留意する。	1 できるだけ屋内に退避させる。	1 被害者が発生していない場合は、状況判断により寄り道をしないよう注意して帰宅させる。 2 被害者が発生している場合は退避させ、状況判断により寄り道をしないよう注意して帰宅させる。	1 なるべく外出しないように指導する。	1 なるべく屋外の競技等は中断し、屋内に退避させ、状況判断の上再開の可否を決める。
警報発令時	1 直ちに屋外活動を取り止め、全員を屋内に退避させる。 2 屋内にあっても過激な身体活動を中止する。	1 なるべく戸外に面した窓を閉める。この場合、換気(同上)に留意する。	1 直ちに屋内に退避させる。	1 注意報に準ずる。	1 外出しないよう指導する。	1 直ちに競技等は中断し、屋内に退避させる。
重報大発緊令急時	1 屋内において身体活動を中止している。	1 戸外に面した窓を閉める。この場合、換気(同上)に留意する。	1 警報発令時に同じ。	1 解除されるまで下校を見合わせる。	1 外出しないよう指導する。	1 屋内において、身体活動を中止している。
被害発生時	1 被害者(特に重症者)について、学校医が来るまでに、体温・脈拍・呼吸数等を記録しておき、診断の参考に資するよう配慮する。 2 被害者発生時における外部との連絡調整(主として広報)の責任者を明確にしておく。 3 被害者発生時、外来者がみだりに被害者の収容部屋等に立ち入らないような措置を講ずる。				1 症状によって医師の治療を受けるよう指導する。	1 被害者発生の場合は、症状によって医師の治療を受けさせるなど適切な措置を講ずる。

別紙 2

光化学スモッグ健康被害発生届

原因	オキシダント(疑いを含む) ・ 不明							
報告者				速報日時	月	日	時	分
学校名	所在地			在籍数			人	
発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時							
発生場所	教室(階)・校庭・体育館・プール・その他()							
発生時授業等区分	授業 ・ クラブ活動 ・ 学校行事 ・ 休憩時 ・ 登下校 その他()							
被害人員	男女・学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
	男							
	女							
	計							
症状	1 目が痛い 2 涙がでる 3 のどが痛い 4 咳がでる 5 胸苦しい 6 息苦しい 7 手足が痛い 8 手足が痺れる 9 頭が痛い 10 吐き気がする 11 鼻が痛い 12 鼻水がでる 13 声がかれる 14 意識障害 15 その他()							
処 理	1 入院 2 帰宅 3 休息 4 洗眼 5 うがい 6 安静 7 医師の手当 8 その他()							
回復に要した時間	学校で回復(人) 帰宅後回復(人) 翌日まで症状が続いた(人)							
状 況	被害発生場所にいた児童生徒数				人			
	被害者	氏 名	年 齢		住 所			
煙霧の有無	有 ・ 無			臭気刺激の有無		有 ・ 無		
大気汚染の状況								
気象条件	天気	気温	℃	湿度	%	その他()		
植物の異常								

注 市町村教育委員会にあっては、速報については、把握可能な範囲でこの様式により電子メール等で、県保健体育課、教育事務所及び保健所あて同時報告すること。

埼玉県大気汚染緊急時対策要綱
(オキシダント)

埼玉県環境部大気環境課

埼玉県大気汚染緊急時対策要綱

(目的)

第1 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第106条に規定する大気汚染に係る緊急時（以下「緊急時」という。）における知事の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊急時の対象物質)

第2 この要綱で定める緊急時の対象物質は、オキシダントとする。

(測定方法)

第3 オキシダントの大気中における含有率の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）第18条に規定する方法により行うものとする。

(対象地域)

第4 オキシダントに係る緊急時の対象地域は、別表1に掲げるとおりとする。

(緊急時の区分並びに発令及び解除の基準)

第5 オキシダントに係る緊急時の発令及び解除の区分は、光化学スモッグ予報、光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報、光化学スモッグ重大緊急報とし、発令及び解除の基準は、別表2に掲げるとおりとする。

(緊急時の発令及び解除)

第6 オキシダントの測定値が別表2に掲げる発令基準又は解除基準に達したときは、別表1に掲げる地域ごとに発令又は解除するものとする。

2 前1項の緊急時の発令及び解除は、別表3に掲げる測定局（以下「基準測定局」という。）における測定値により決定するものとする。ただし、必要と認めるときは、基準測定局以外の測定局における測定値を参考とするものとする。

(緊急時の措置)

第7 緊急時の発令又は解除を行ったときは、別図1の連絡系統により、市町村及び関係機関の協力を得て、速やかに一般へ周知するとともに、発令地区内の別表4に掲げる事業者に対して、別表5に掲げるばい煙の削減に係る措置を講じるものとする。

2 環境管理事務所長は、所管内にある別表4に掲げる事業者に対し、様式1による緊急時における措置の実施計画を届け出るよう求めるものとする。

3 別表4に掲げるオキシダント大量ばい煙発生事業者は、重大緊急報の発令により燃料使用量の削減命令を受けた場合、ただちに必要な措置を講ずるものとする。

また、環境管理事務所長は、所管内の前記事業者に対し、その措置状況について報告するよう求めるものとする。

4 別表4に掲げるオキシダントばい煙発生事業者は、重大緊急報の発令により燃料使用量の削減命令を受けた場合、ただちに必要な措置を講ずるものとする。

また、市町村長は、所管内の前記事業者に対し、その措置状況について報告するよう求めるものとする。

(公安委員会への要請)

第 8 光化学スモッグ重大緊急報を発令したときは、埼玉県公安委員会に対し道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 110 条の 2 第 1 項の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(気象情報の収集)

第 9 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、気象庁、熊谷地方気象台から収集するものとする。

(被害発生状況の通報及び調査等)

第 10 被害の届出を受けた関係機関は、様式 2 又は様式 3 によって被害状況を受理し、別表 7 及び別図 2 に示すところによって通報するとともに、必要に応じ調査等を実施するものとする。

(関係市町村の協力)

第 11 緊急時の措置を行うに当たっては、関係市町村長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(国及び関係都県との連絡等)

第 12 この要綱の実施に当たっては、国及び関係都県と連絡を密にし、運用の適正を図るものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和 47 年 6 月 10 日から実施する。

2 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱(昭和 45 年 6 月 30 日決裁)及び埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱(昭和 45 年 7 月 31 日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 4 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 49 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 8 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表 1

オキシダントに係る緊急時の対象地域

(40市、22町、1村、計63市町村)

地域の区分	地域の範囲
県南東部地区 (6市1町)	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、 吉川市、松伏町
県南中部地区 (9市1町)	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、伊奈町
県南西部地区 (10市1町)	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、 三芳町
県北東部地区 (6市2町)	加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、 白岡市、宮代町、杉戸町
県北中部地区 (6市4町)	熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、桶川市、 北本市、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町
県北西部地区 (6町1村)	毛呂山町、越生町、小川町、鳩山町、ときがわ町、 東秩父村、寄居町
本庄地区 (2市3町)	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町
秩父地区 (1市4町)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

別表 2

オキシダントに係る発令及び解除の基準

緊急時の区分	発令基準	解除基準
光化学スモッグ 予報	気象条件及びオキシダント測定値等を検討し、下三欄のいずれかに掲げる状態が発生すると予測される時。	左欄に掲げる状態がないと認められるとき。
光化学スモッグ 注意報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	当該発令地区内の全ての基準測定局において、オキシダント測定値が0.12ppm未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。
光化学スモッグ 警報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値が0.20ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	当該発令地区内の全ての基準測定局において、オキシダント測定値が0.20ppm未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。
光化学スモッグ 重大緊急報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	当該発令地区内の全ての基準測定局において、オキシダント測定値が0.40ppm未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。

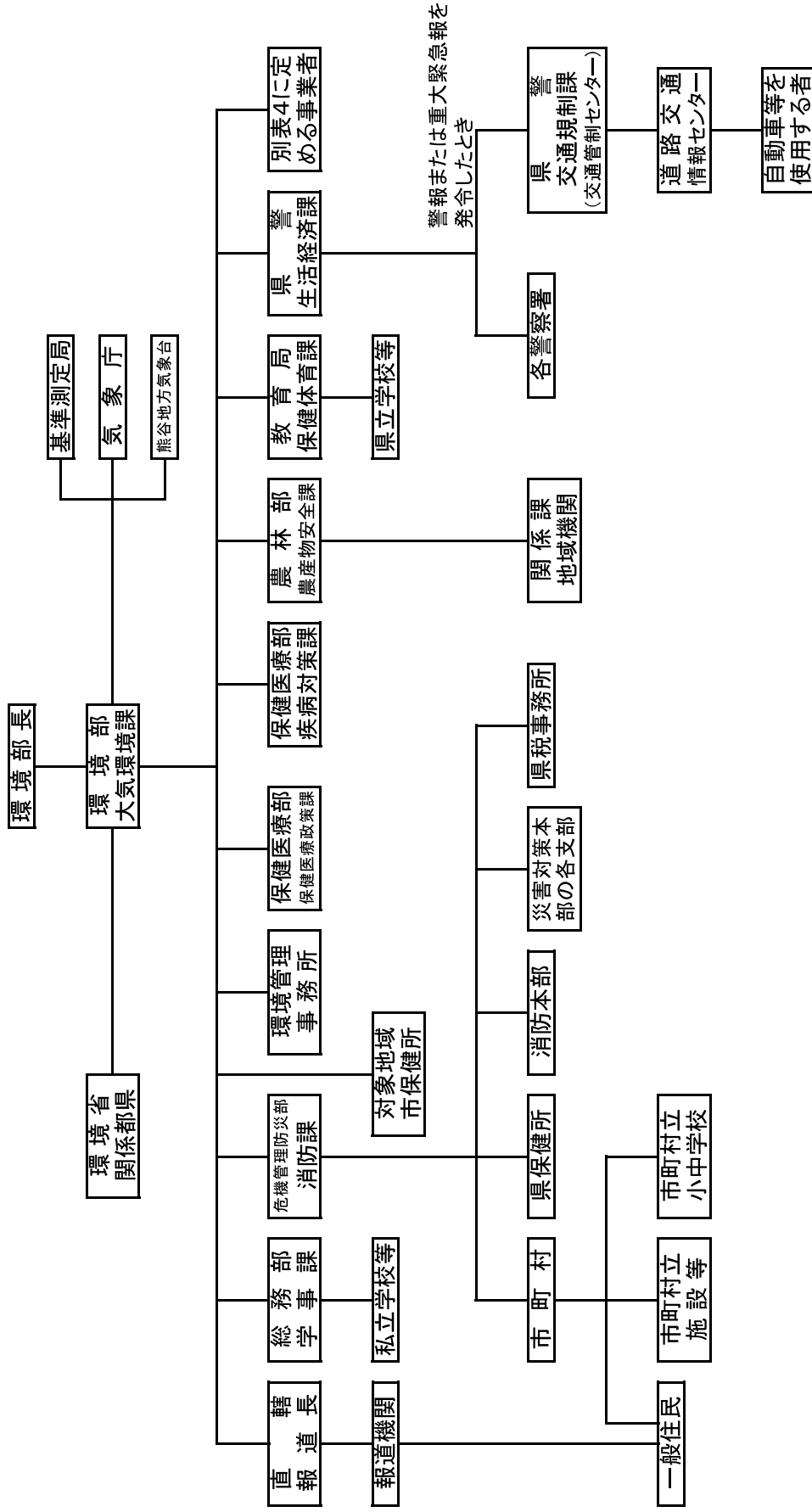
別表 3

オキシダント基準測定局

番号	名称	設置場所
1	三郷測定局	三郷市立早稲田小学校
2	八潮 "	八潮市水道部
3	草加市西町 "	草加保健所
4	越谷市東越谷 "	越谷市東越谷第二公園
5	春日部 "	春日部市谷原第1公園
6	川口市南平 "	川口市領家第1公園
7	戸田 "	県立戸田翔陽高等学校
8	和光 "	和光市立第四小学校
9	新座 "	新座市水道管理センター
10	さいたま市役所 "	さいたま市役所
11	さいたま市大宮 "	さいたま市立大宮小学校
12	さいたま市岩槻 "	さいたま市岩槻(市所有地)
13	上尾 "	上尾市浅間台大公園
14	富士見 "	富士見市役所
15	所沢市北野 "	所沢市小手指南(市所有地)
16	狭山 "	狭山市立堀兼公民館
17	入間 "	入間市富士見公園
18	飯能 "	飯能県土整備事務所
19	川越市川越 "	川越市宮下町(市所有地)
20	坂戸 "	坂戸市芦山公園
21	日高 "	日高市高麗川南公民館
22	蓮田 "	蓮田市蓮田(市所有地)
23	幸手 "	幸手市幸手(市所有地)
24	久喜 "	久喜市立久喜南中学校
25	加須 "	埼玉県水産研究所
26	羽生 "	羽生市羽生中央公園
27	宮代 "	学校法人日本工業大学
28	鴻巣 "	鴻巣市役所
29	東松山 "	東松山市五領町近隣公園
30	行田 "	行田市保健センター
31	熊谷 "	熊谷市役所
32	熊谷妻沼東 "	熊谷市妻沼中央公民館
33	毛呂山 "	毛呂山町きつつき公園
34	小川 "	県立小川高等学校
35	寄居 "	寄居町立寄居小学校
36	本庄 "	本庄市立本庄東中学校
37	深谷 "	深谷市立桜ヶ丘小学校
38	本庄児玉 "	本庄市児玉児童公園
39	秩父 "	秩父農林振興センター
40	皆野 "	皆野町役場

別図 1

大気汚染緊急時連絡基本系統図



別表 4

緊急時の措置に係るばい煙発生事業者

<p>オキシダント 大量ばい煙発生 事業者</p>	<p>ばい煙発生施設のバーナーの燃料の燃焼能力（ボイラーについては、燃料の燃焼能力）を重油換算した量の合計が事業所単位で1,000L/h以上となるばい煙発生施設を設置している者（当該ばい煙発生施設の廃止等に伴いオキシダント大量ばい煙事業者でなくなった者を含む）。</p>
<p>オキシダント ばい煙発生 事業者</p>	<p>ばい煙発生施設のバーナーの燃料の燃焼能力（ボイラーについては、燃料の燃焼能力）を重油換算した量の合計が事業所単位で500L/h以上1,000L/h未満となるばい煙発生施設を設置している者（当該ばい煙発生施設の廃止等に伴いオキシダントばい煙事業者でなくなった者を含む）。</p>

ただし、上記ばい煙発生施設には、病院（医大を含む）に設置されているもの及び一般廃棄物処理施設を除く。

別表 5

緊急時の措置（光化学スモッグ）

緊急時の区分	緊急時の措置
光化学スモッグ 予 報	オキシダント大量ばい煙発生事業者に対して、燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等、燃料使用量の削減（これに準ずる措置として別表6に掲げるものを含む。以下同じ。）について協力を求める。
光化学スモッグ 注 意 報	(1) オキシダント大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の20%程度削減するよう協力を求める。 (2) オキシダントばい煙発生事業者に対して、燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等、燃料使用量の削減について協力を求める。
光化学スモッグ 警 報	(1) オキシダント大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の40%程度削減するよう勧告する。 (2) オキシダントばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の20%程度削減するよう協力を求める。
光化学スモッグ 重 大 緊 急 報	(1) オキシダント大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の40%程度削減するよう命令する。 (2) オキシダントばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の20%程度削減するよう命令する。

別表 6

燃料使用量の削減に準ずる措置

燃料使用量の削減に準ずる措置		燃料使用量の削減率 としてみなす割合[%]
窒素成分の少ない 燃料への転換	A重油専焼	20
	灯油・ガス専焼	30
窒素酸化物の排出量の 少ない燃焼方法への転換	低NO _x バーナー、二段燃焼、水蒸気 吹込みその他の県が定める燃焼方法	20

・燃料使用量の削減に準ずる措置の併用は、それぞれの和とする。

被害発生状況の連絡方法

1 健康被害

一般住民（事業所、団体等を含む。）及び学校（小・中・高等学校、幼稚園等）から届出のあった被害状況は、保健所を経由して、最終的に県保健医療部疾病対策課で集計し、環境部大気環境課に通報するものとする。

この被害状況の集計は、緊急時の発令の有無にかかわらず、次によって行うものとする。

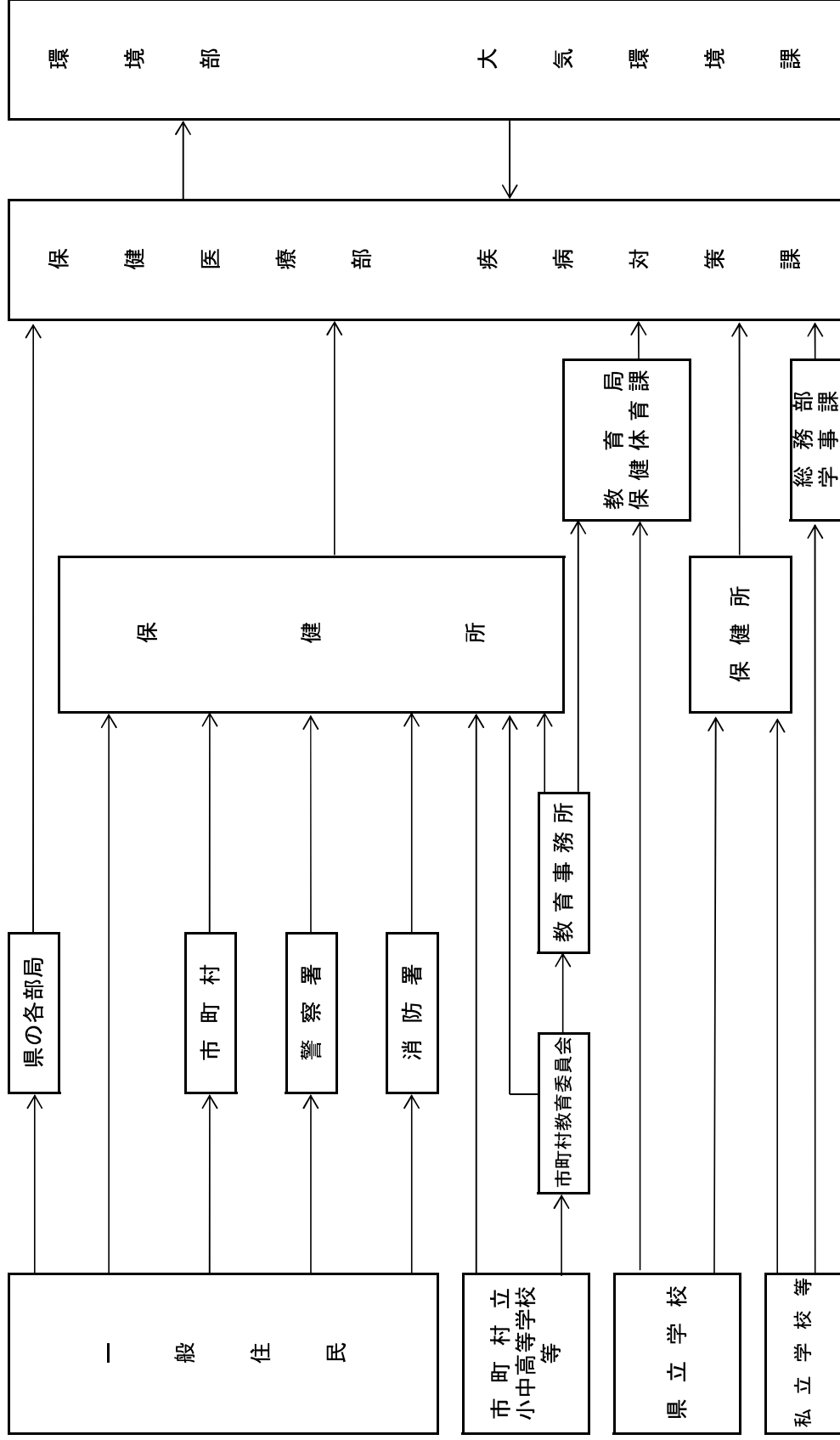
- (1) 市町村、市町村教育委員会（市町村立学校等を含む。）、消防署及び警察署で受理した被害状況は、所轄保健所に連絡する。なお、このほか市町村教育委員会でまとめた被害状況は、県教育事務所を経て県教育局保健体育課に連絡する。
- (2) 県立学校の被害状況は、所轄保健所に連絡するとともに、県教育局保健体育課に連絡する。
- (3) 私立学校等の被害状況は、所轄保健所に連絡するとともに、県総務部学事課に連絡する。
- (4) 県各部局で受理した健康被害状況は、県保健医療部疾病対策課に連絡する。

2 植物被害

農業者等から届出のあった被害状況は、県農林部関係地域機関を経由して、最終的に県農林部農産物安全課で集計し、環境部大気環境課に通報するものとする。また、市町村に届出のあったものは、県農林部関係地域機関に連絡するものとする。

別図 2

健康被害発生状況連絡系統図



オキシダントに係る緊急時の措置実施計画(変更・廃止)届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

電話

FAX

埼玉県大気汚染緊急時対策要綱第7第2項の規定により、オキシダントに係る緊急時の措置の実施計画を作成(変更・廃止)したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
緊急時の電話番号	
緊急時のFAX番号	
緊急時の措置実施計画	別紙のとおり

備考 緊急時の電話番号及びFAX番号は、緊急時の発令又は解除を行った時に、必要な措置を講ずるよう協力を求め、若しくは命令等を行う場合に使用する。

ばい煙発生施設の種類					平均削減率 (%)	
ばい煙発生施設のバーナーの 燃料の燃焼能力 (ℓ/h)						
夏期1時間あたりの通常燃料 使用量 (ℓ/h) 硫黄分 (%)						
緊急時におけるばい煙削減計画	予報時	燃料使用量(ℓ/h)				
		硫黄分 (%)				
		削減率 (%)				
	注意報時	燃料使用量(ℓ/h)				
		硫黄分 (%)				
		削減率 (%)				
	警報時	燃料使用量(ℓ/h)				
		硫黄分 (%)				
		削減率 (%)				
	重大緊急報時	燃料使用量(ℓ/h)				
		硫黄分 (%)				
		削減率 (%)				

- 備考 1 計画は、ばい煙発生施設ごとに記入する。ただし、ばい煙発生施設が多数にあり、この用紙に書ききれない場合は、合計だけを記入し、明細を別紙としてもよい。
- 2 要綱別表4中の重油換算は、重油10ℓ当たりが液体燃料は10ℓに、ガス燃料は16m³に、固体燃料は16kgにそれぞれ相当するものとして本計画に記載すること。
- 3 要綱別表6中の燃料使用量の削減に準ずる措置を行う場合は、その措置の内容を各相当欄に記入すること。
- 4 通常燃料使用量は、4～10月の13～16時における1時間当たりの予定使用量とする。
- 5 生産に必要な施設、発酵、蒸留、溶融のための施設及び夏期の昼間における通常燃料使用量がバーナー定格(最大能力)の20%以下の施設は上記計画に含めなくてよい。
- 6 夏期に交互使用する複数の施設である場合は、燃焼能力が大きい方の施設について記載すること。
- 7 ボイラーについては、燃料の燃焼能力を記載すること。

健康被害状況受理票

原因	オキシダント ・ 不明										
報告者：	報告を受けた日時						月 日	受信者：			
							時 分				
発生年月日	年 月 日 (曜日)						午前・午後	頃			
							午前・午後	まで			
発生場所	-----					所在地	市 町 村				
被害人員	小 中 学 生	男 女	人 人	高 大 学 生	男 女	人 人	一 般 人	男 女	人 人	総 計	人
症 状											
1 目が痛い 2 涙がでる 3 のどが痛い 4 咳がでる 5 胸苦しい											
6 息苦しい 7 手足が痛い 8 手足が痺れる 9 頭が痛い 10 吐き気がする											
11 鼻が痛い 12 鼻水がでる 13 声がかかる 14 意識障害											
15 その他 (具体的に：)											
処 置											
1 入 院 2 帰 宅 3 休 息 4 洗 眼											
5 うがい 6 安 静 7 医師の手当 8 その他											
回復に要した時間						煙霧の有無			臭気刺激の有無		
						有 ・ 無			有 ・ 無		
状 況	発生場所に何人いたか、被害者の 氏名、年齢、住所、連絡先(TEL)					大気汚染の状況 (予報・注意報発令状況等)					
						気 象 の 条 件 (天気・気温等)					
						植 物 の 異 常					

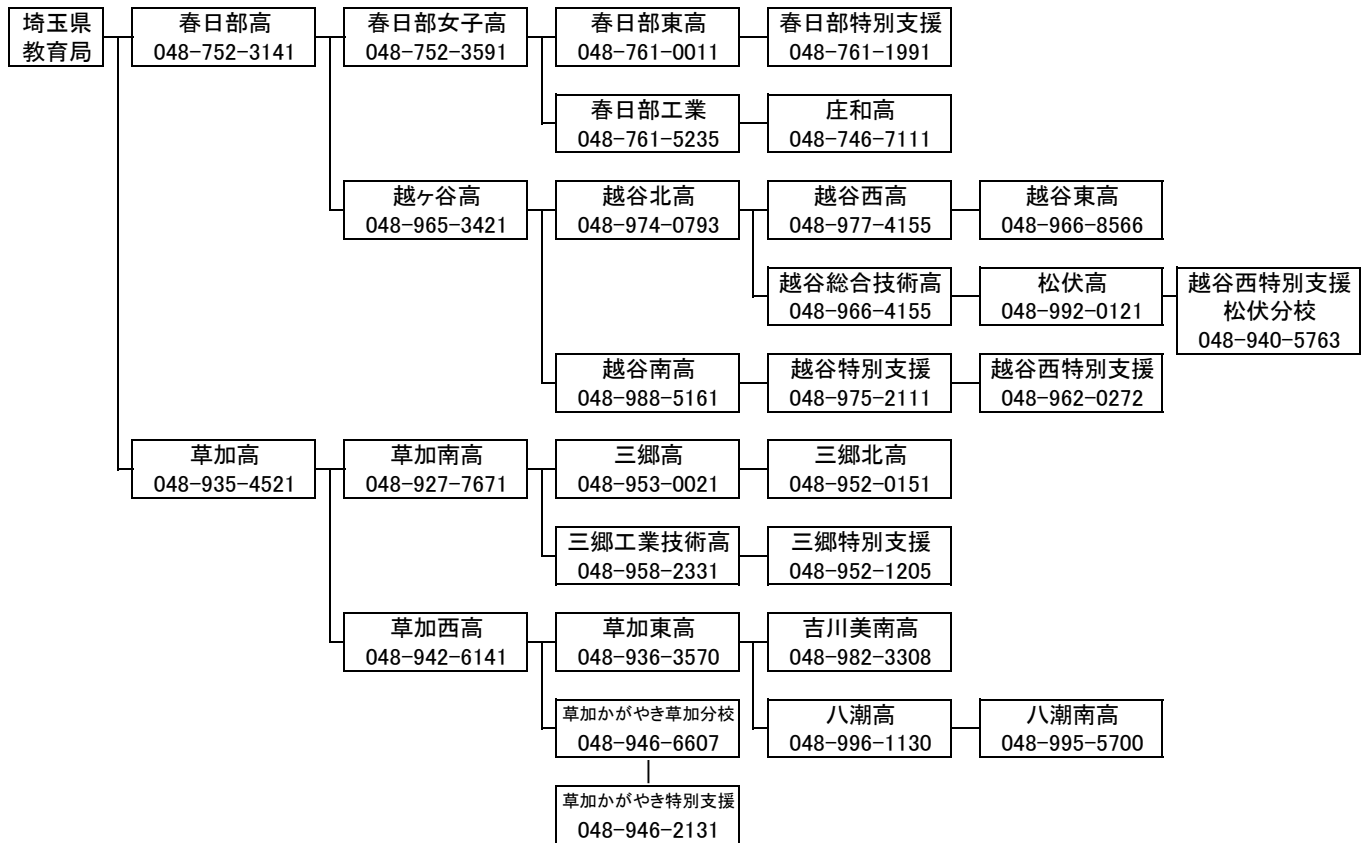
様式 3

植 物 被 害 状 況 受 理 票

原因	オキシダント ・ 不明		
報告者	報告を受けた日時	月	日
(連絡先)	時	分
発生 (発 見) 日時	月	日	時 分
被害のあった植物名 及 び 面 積			
被 害 発 生 場 所	市 町 村	番地	
その場所の状況・特徴			
被 害 状 況 ・ 症 状			
その他 (発生日及びその 1 ～ 3 日前の気象条件等) で気付いたことなど)			
受信者のその後の措置			

別記1 県立学校等光化学スモッグ緊急時 電話連絡網

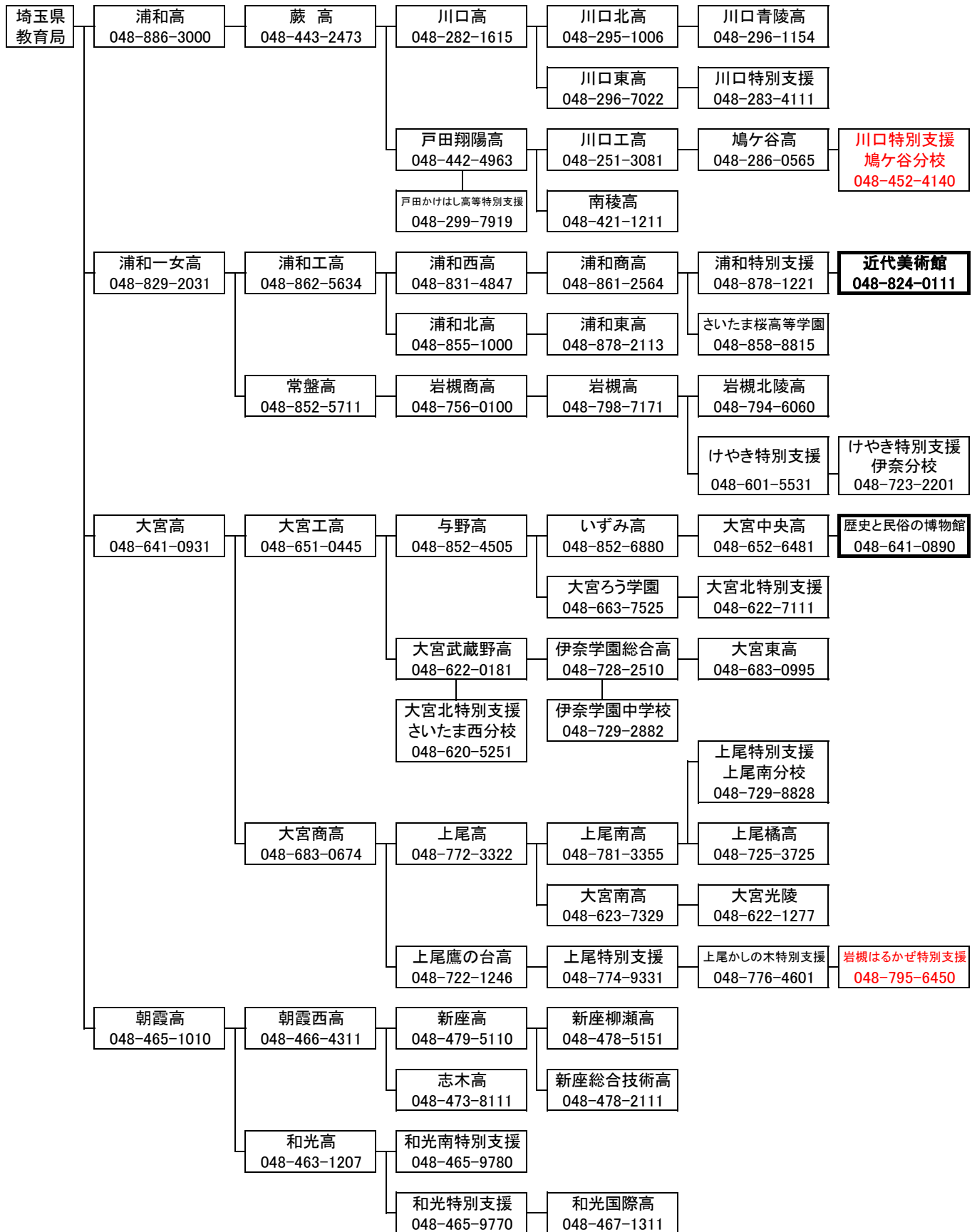
◆県南東部地域



別記2 県立学校等光化学スモッグ緊急時 電話連絡網

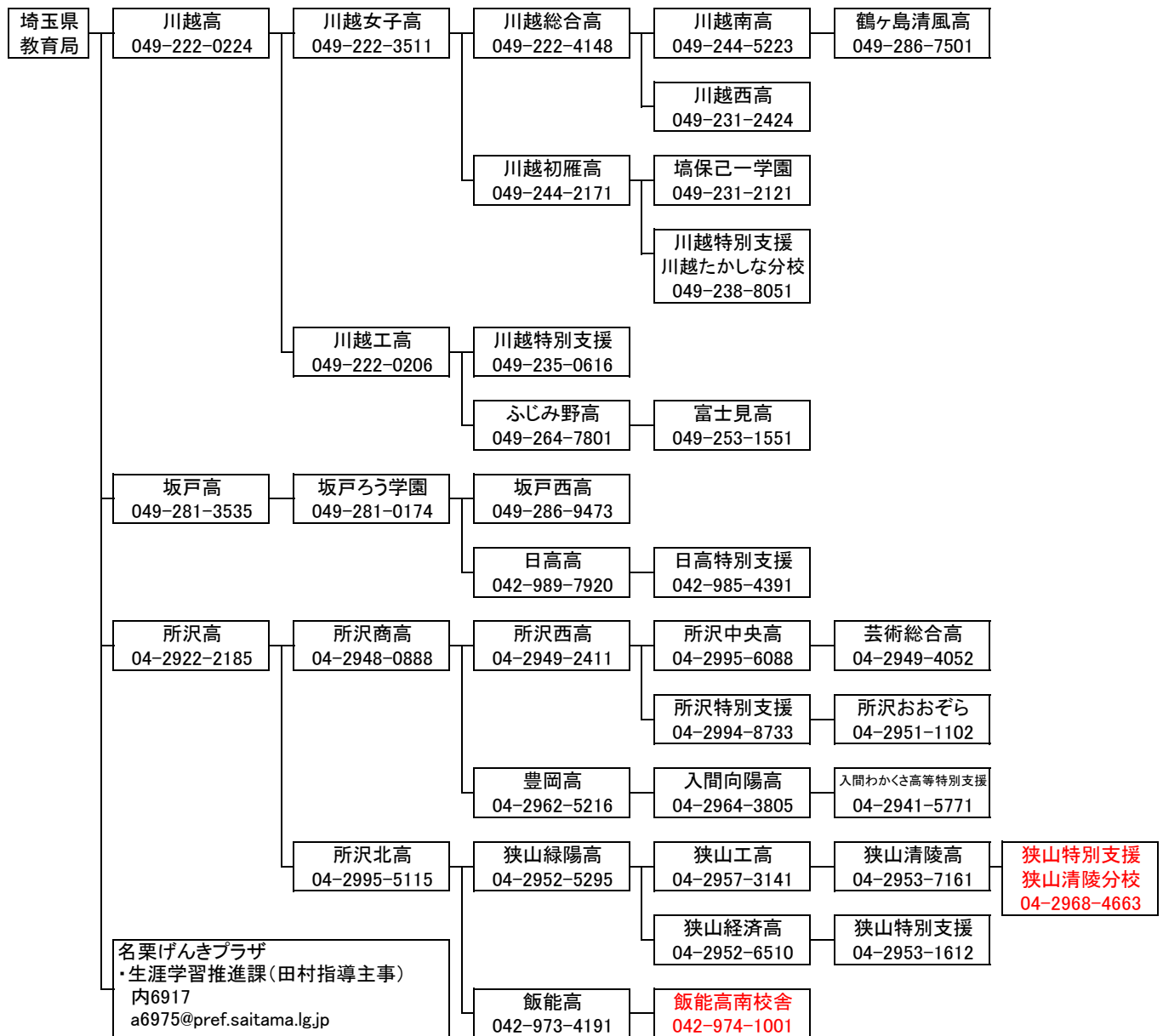
(※太字□は、児童生徒が野外活動などを行う社会教育施設等)

◆県南中部地域



別記3 県立学校等光化学スモッグ緊急時 電話連絡網

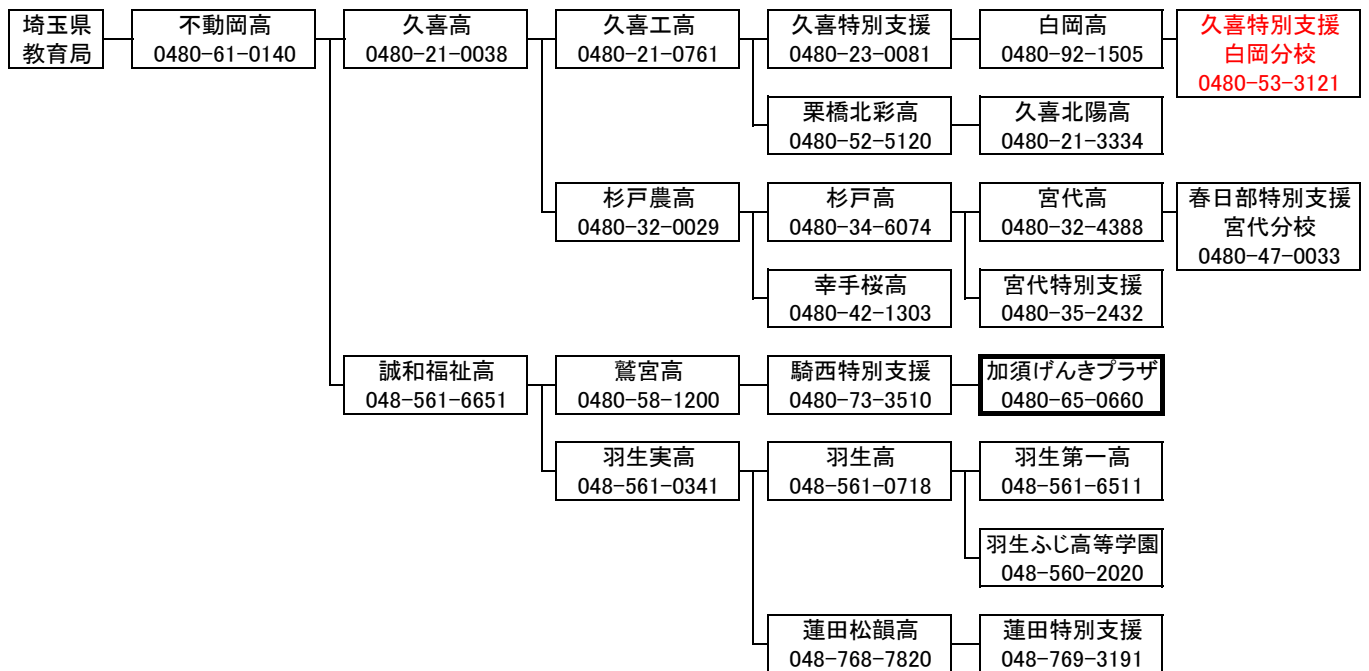
◆ 県南西部地域



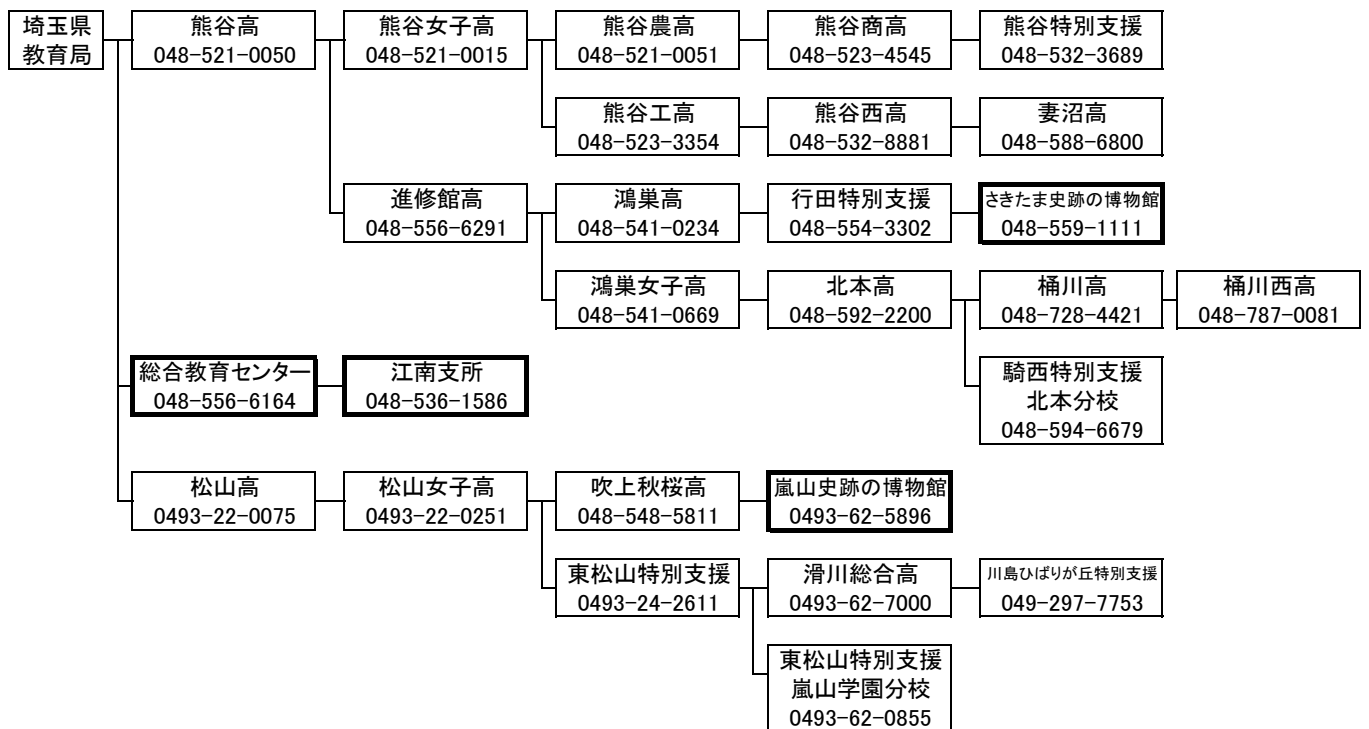
別記4 県立学校等光化学スモッグ緊急時 電話連絡網

(※太字□は、児童生徒が野外活動などを行う社会教育施設等)

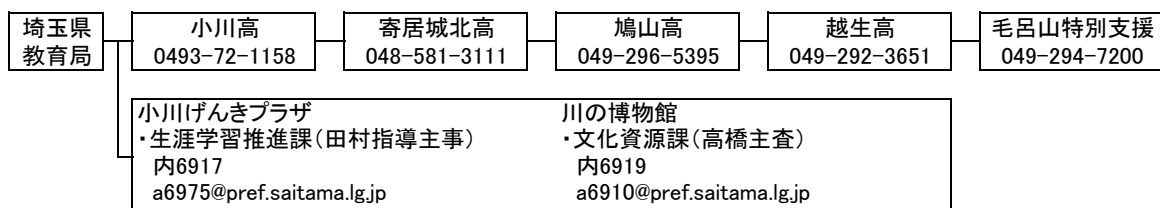
◆県北東部地域



◆県北中部地域



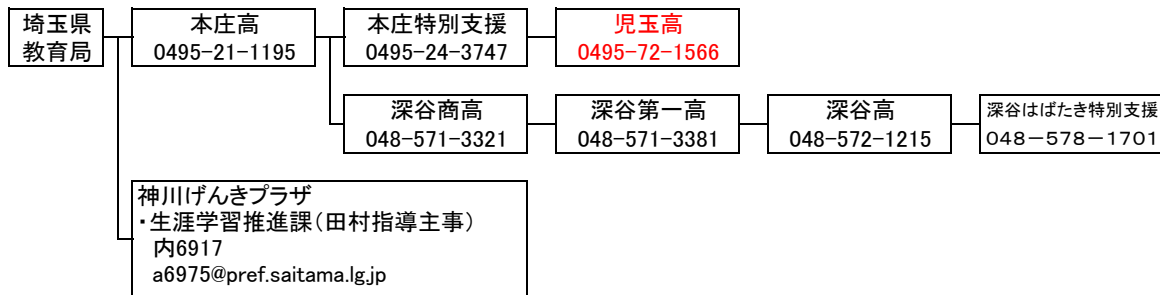
◆県北西部地域



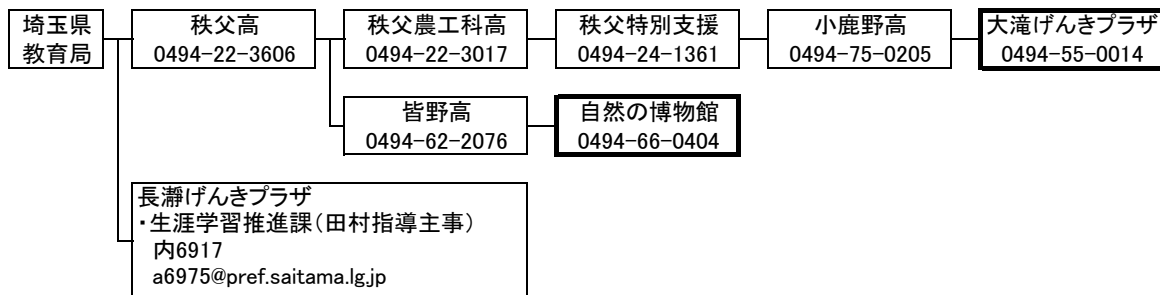
別記5 県立学校等光化学スモッグ緊急時 電話連絡網

(※太字□は、児童生徒が野外活動などを行う社会教育施設等)

◆本庄地域



◆秩父地域



光化学スモッグ注意報等の発令時は、この様式をもって通知いたします

(別紙様式)

令和 年 月 日

各関係教育機関 様

保健体育課

光化学スモッグ情報について

下記のとおり光化学スモッグの発令（解除）情報をお知らせします。
については、光化学スモッグ対策要領に基づき適切な対応をお願いします。
なお、健康被害が発生した場合は、速やかに報告をお願いします。

記

発令区分		発令時刻	発令内容	解除時刻
県南 部	県南東部			
	県南中部			
	県南西部			
県北 部	県北東部			
	県北中部			
	県北西部			
	本 庄			
秩 父				

<参考>

- 予報：気象条件からオキシダント濃度が高くなると予想されるとき
- 注意報：オキシダント濃度が0.12ppm以上となり、継続すると認められるとき
- 警報：オキシダント濃度が0.2ppm以上となり、継続すると認められるとき
- 重大緊急報：オキシダント濃度が0.4ppm以上となり、継続すると認められるとき